



平成18年5月23日

各 位

会 社 名 沖ウィンテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐野勝彦
(コード番号 1767 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 大島秀介
(03-3740-2111 大代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき所要の変更を行うものであります。主な変更項目としましては、株券を発行する旨の規定新設、参考書類等のインターネットを利用した開示ができる旨の規定新設、取締役会の書面決議を可能にするための規定新設、会社法に沿った文言や表現の整備等であります。
- (2) その他、定款全般について、構成の整理、表現の変更、字句の整理および不要規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行なう。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故</u>その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載してこれを行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、<u>単元未満株式の買取りに関する事務、株券の再発行、株式の取扱に関する手数料、株券喪失登録の手續、その他株式に関する取扱いまたはその手續きについては、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000 万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u> (<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、単元未満株式の買取りに関する事務、株券の再発行、株券喪失登録の手續に関する事務、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎決算期末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む 以下同じ)をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u> <u>前項のほか臨時株主総会の招集、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という)を受ける者を確定するため、その他必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ2週間前に公告し、基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 当社の定時株主総会は<u>毎決算期末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(招集者および議長) 第12条 当社の株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p><u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
	<p>第16条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第 13 条 <u>当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 <u>当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u></p> <p>前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 <u>株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役が、これに記名捺印する。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第 17 条 <u>当社の取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 <u>当社の取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>ただし、<u>任期満了前に退任した取締役の増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定めるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>当社は取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対して、会日の4日前までに発するものとする。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議方法) 第 23 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行なう。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程) 第 24 条 取締役会に関する事項は、<u>法令および本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 26 条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(議事録) 第 25 条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬) 第 26 条 <u>取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 27 条 (条文省略) (選任) 第 28 条 <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>第 28 条 (現行どおり) (選任方法) 第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第 29 条 <u>当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ただし、<u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(任期) 第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤監査役) 第 30 条 <u>当社は、監査役の互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第 31 条 <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知) 第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、<u>会日の4日前までに発するものとする。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第 33 条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第 32 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第 34 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(事業年度) 第 34 条 当社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度末をもって、決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第 35 条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期末日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p>(事業年度) 第 35 条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
(新設)	<u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<p>(中間配当) 第 36 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>中間配当金を支払うことができる。</u></p>	<p>(中間配当) 第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間) 第 37 条 当社の利益配当金および中間配当金ならびに<u>その他諸交付金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> <u>未払の配当金、中間配当金およびその他諸交付金には、利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) 第 38 条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
(削除)	(削除)
<p>(転換社債の転換の時期と配当金) 第 38 条 当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、<u>転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	(削除)